

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

3/17

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費		
内 容	藤枝・図書館友の会総会出席 2024 年会費		
年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 年 月 日	金 額	1,000 円

会の趣旨・ 目 的	市民に利用されやすく地域発展に貢献する
会の活動 内 容 等	図書や資料の提供の他、憩いとコミュニケーションの場としての役割、情報の発信・受信 をして地域発展に貢献する
政務活動・ 県政との 関 連 性	県立図書館の充実にむけて提案に生かす

《領収書貼付枠》

藤枝・図書館友の会 領収書

一金1,000円也

上記金額、2024年度会費として領収しました

2024年3月17日

藤枝・図書館友の会会長

会計期間は、4月から翌年3月までである。

支払者： 佐野愛子

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（ 総会開催通知 ）

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,000 円	/	1,000 円
		100 %	

藤枝・図書館友の会 会則

1. (名称) この会は「藤枝・図書館友の会」と称します。
2. (目的) 会は、図書館が市民及び地域社会にとって欠くことのできない大切な施設であると考え、図書館が市民に親しまれ、より充実したものとなることをめざし活動します。
3. (活動) 前項の目的実現のため、次の活動を進めます。
 - ① 図書館のことをよく知り、理解を深めること。
 - ② 図書館を充実させるため図書館への協力、図書館員との交流
 - ③ 図書館活動への市民参加の推進
 - ④ 他の市民団体との交流・協力
 - ⑤ 会員への情報提供、相互の情報交換
 - ⑥ その他、この会の目的達成のために必要な活動
4. (会員) 会の目的に賛同の方は、どなたでも会員になることができます。
5. (役員) この会に次の役員をおきます。役員は運営委員会で選出し、総会の承認を得ます。
任期は2年とし、再任を妨げません。
 - ① 会長（1名）
 - ② 副会長（若干名）
 - ③ 事務局長（1名）
 - ④ 事務局次長（1名）
 - ⑤ 会計（1名）
 - ⑥ 運営委員（若干名）
 - ⑦ 会計監査（2名）
 - ⑧ 顧問（若干名）
6. (会議) 会議は次のとおりとします。
 - ① 総会…年1回代表が招集し、活動計画・報告、会計予算・決算報告、役員承認等を行います。
 - ② 運営委員会…自主的に登録した会員で構成し、必要に応じて開催します。
総会方針により会の活動の企画・運営を行います。
7. (会費) 会費は年額1口1000円、一人一口以上とします。
会費は講演会その他イベントの開催、広報活動等に使用します。
会計年度は4月から翌年3月とします。
8. (付則)
 - ① この会則は結成総会において出席者の過半数の賛同をもって決定し、即日、運用します。
 - ② 本会則の改定は、総会において出席者の過半数の賛同をもって行います。
 - ③ 本会の事務局は、事務局長宅 [REDACTED] に置きます。
運営委員会開催準備等のため、若干名で構成する事務局会議を設けます。

支出証拠書

5/24

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	令和6年6月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年 月 日	令和6年5月24 日～令和 年 月 日	金 額	50,220 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	6月分賃借料
政務活動・ 県政との 関 連 性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
06-05-24	23003	通帳送金
記号	番号	

取扱番号	お取引金額	
N082	*100,000	
	残高	
清水銀行		
藤枝駅西支店		
普通 2215815		
カ) マルトシアオキ		
送金料金 *440円		
振込予定日 06-05-24		
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動 で使用のため	100,440 円	1/2	50,220 円
		%	

支 出 証 拠 書

5/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内 容	静岡・朝日新聞購読料		
年 月 日	令和6年5月31日～令和 年 月 日	金 額	8,200 円

目 的	各方面における情報収集
使 途	5 月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 令和6年5月31日

2024 年 5 月 分 領 収 証 発証No. XXXXXXXXXX

佐野 愛子 様

銘 柄	部 数	金 額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,900*

※は軽減税率対象 約銭: 10000:1800 5000: 1000:

新聞は世界を写すカガミです。
一歩先ゆくニュースが一杯です。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収 担当: XXXXXXXXXX

本郷286
合 計 金 額
¥8,200*
(8%対象 8,200円
内消費税 607円)
(口座振替分)
登録番号: T2080002017636
有限会社 新聞販売 新聞販売
静岡県藤枝市宮原534番地42
(054) 639-0126・0903

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,200 円	100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和6年6月分)		
年 月 日	令和6年6月5日～令和 年 月 日	金 額	6,840 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

<<領収書貼付枠>>
 *月額リース料金 (32,655 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を
 除いた金額 (13,681 円に 1/2 を乗じた額) 6,840 円を充当する
 計算根拠は令和6年4月支出証拠書を参照のこと 6 年 4 月 整理番号 4-3 参照

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,681 円	1/2 %	
			6,840 円

入金明細照会

[ページを印刷する](#)

照会口座

07月05日 14時14分時点

照会条件を変更する

(全1件) 並び替え: 番号 | 日付 | 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
001	2024年06月05日分	出金	32,655円			お金の引き出し

07月05日 06時00分時点

[前ページ](#)

1

[次ページ](#)[ダウンロード](#)

(CSVファイルでダウンロード)

[トップページへ](#)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野 愛子)

経費項目	(調査研究費)・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	2024年度藤枝市サッカー協会懇親会費		
年 月 日	令和 6年 6月 7日～令和 年 月 日	金 額	3,000 円

目 的	藤枝市におけるサッカーの普及・発展と競技力の向上のあり方等に関して意見交換
使 途	懇親会費
政務活動・ 県政との 関 連 性	スポーツ振興について県政へ提言する

《領収書貼付枠》

令和6年6月7日

領 収 書

静岡県議会議員 佐野 愛子 様

¥ 3, 0 0 0 円

但書 (一社) 藤枝市サッカー協会総会後の懇親会費として

一般社団法人藤枝市サッカー協会

会長 岸 登志満

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,000 円	/	3,000 円
		100%	

活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加)

令和6年6月7日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野 愛子

活 動 名	藤枝市サッカー協会懇親会費			
活動概要	1 参加日時 令和6年6月7日 2 場 所 小杉苑 (藤枝市青木) 3 参 加 者 藤枝市サッカー協会関係者 4 内 容 藤枝市においてのサッカーの普及・発展と競技力の向上のあり方や サッカー指導者及び審判の養成、サッカー環境整備等に関して意見交換。 ※ のため、案分率は、1/2・1/3・ / とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。			
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容
	懇親会費	3,000		懇親会費 3,000 円
	合 計	3,000		
備 考				

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	令和6年度静岡県精神保健福祉協会 会費及び送金手数料		
年 月 日	令和6年6月17日～令和 年 月 日	金 額	1,220 円

会の趣旨・目的	保健福祉思想の普及を図り、精神保健福祉運動の推進と精神的健康の向上に寄与する
会の活動内容等	各種こころの健康づくりに関する講演会、アート展など
政務活動・県政との関連性	会員との意見交換、意見聴取を通じて精神保健福祉の課題を提言する

《領収書貼付枠》

しずおか焼津信用金庫 キャッシュサービスご利用票

毎にご利用いただきましてありがとうございます。
ただし、お取引いただきました明細は下記の通りですのでご確認ください。

ご利用年月日 06年06月17日 取引金額・店番・振替通番
カード発行金融機関・店番・口座番号

お取引内容 お振込 お取引金額 ¥1,000*

振込金額 ¥220 振込時刻 12:48

ページ 金種 0000000000001

硬貨 ¥250 おつり ¥30

振込依頼内容
しずおか焼津信用金庫
小黒支店
普通 0217377
受取人 シズ・オカケンセイシヨクケンフク
シズ・オカケンセイシヨクケンフク
依頼人 シズ・オカケンセイシヨクケンフク
TEL 054-689-0197

地域の未来によりそう
しずおか焼津信用金庫
(裏面をご覧下さい)

印紙税申告納付につき静岡税務センター

※ 添付書類: (団体の会則)・事業概要・(その他) (案内通知・細則)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,220 円	100 %	1,220 円

令和6年度静岡県精神保健福祉協会会費請求書

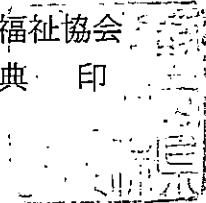
金 1,000 円也

静岡県精神保健福祉協会細則第6条(1)アに基づき(1ヵ年1,000円の会費により)上記のとおり請求いたします。

令和6年4月30日

佐野 愛子 様

〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20
静岡県静岡総合庁舎別館 4 階
静岡県精神保健福祉協会
会長 山末 英典 印



【振込先】 しずおか焼津信用金庫 おぐろしてん 小黒支店

普通預金 0217377

【口座名義】 しずおかけんせいしんほけんふくしきょうかい 静岡県精神保健福祉協会

かいちょう やますえ ひでのり
会長 山末 英典

静 精 保 第 5 号
令和6年4月30日

佐野 愛子 様

静岡県精神保健福祉協会
会長 山末 英典

令和6年度会費納入依頼について

若草の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より当協会の業務運営については、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、令和6年度会費納入について別添請求書により令和6年6月30日（日）までにお払い込みいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが振込手数料は、会員様御負担でお願いいたします。

事務局

〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20
静岡県静岡総合庁舎別館 4 階
静岡県精神保健福祉協会 担当 : 
電話兼 FAX 054-202-1220
(事務局：月水金 9：00～16：00)
E-mail : sizuoka_seisin@yahoo.co.jp

会員 各位

静岡県精神保健福祉協会
会長 山末 英典
(公 印 省 略)

第 63 回静岡県精神保健福祉協会（総会）の開催について

向暑の候、貴殿におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃、当協会の事業につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今年度の総会を下記のとおり開催いたしますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、
御出席いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和6年6月12日(水) 12時30分から16時まで
- 2 会 場 静岡県男女共同参画センター（あざれあ） 6階 大ホール
静岡市駿河区馬淵1丁目17-1
- 3 議 事
 - (1) 会長挨拶
 - (2) 来賓挨拶
 - (3) 知事及び協会長表彰式
 - (4) 議 事
 - 第1号議案 令和5年度 事業実績
 - 第2号議案 令和5年度 歳入歳出決算・監査報告
 - 第3号議案 令和6年度 理事選任（案）
令和6年度 役員体制
 - 第4号議案 令和6年度 事業計画（案）
 - 第5号議案 令和6年度 歳入歳出予算（案）
- 4 記念講演会
「認知症を地域で支える」～認知症の基礎知識と接し方について～
講師：  医療法人社団彰耀会メモリーケアクリニック湘南理事長・院長
横浜市立大学医学部臨床教授
- 5 その他
お手数ですが5月29日（水）までに出席表（別紙1）をメールまたはFAXにて御報告を
お願いいたします。なお欠席の場合は「委任状」（別紙2）を御提出願います。

事務局

〒422-8031

静岡市駿河区有明町2-20

静岡県静岡総合庁舎別館4階

静岡県精神保健福祉協会

 勤務日（月・水・金）

TEL/FAX 054-202-1220

e-mail : sizuoka_seisin@yahoo.co.jp

静岡県精神保健福祉協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、静岡県精神保健福祉協会という。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を静岡県精神保健福祉センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、静岡県における精神保健福祉事業の飛躍的發展を期し、保健福祉思想の普及を図り、併せて精神保健福祉運動の推進と精神的健康の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 精神保健福祉に関する資料及び情報の収集、交換に関すること。
- (3) 精神障害者の福祉推進を図るための諸活動に関すること。
- (4) 会員相互及び関係団体との連絡協調を図ること。
- (5) その他前条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 則

(会 員)

第5条 本会は、本会の目的と趣旨に賛同するものをもって会員とする。

2. 会員は、次の2種とする。

普 通 会 員

特 別 会 員

(入会及び退会)

第6条 本会に入会しようとするものは、別に定めるところにより、会長の承認を得なければならない。

2. 退会しようとするものは、その旨を届け出なければならない。

第3章 役員及び職員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|-----|
| (1) 会 | 長 | 1 名 |
| (2) 副 | 会 長 | 2 名 |
| (3) 常 務 理 事 | | 若干名 |
| (4) 理 事 | | 若干名 |
| (5) 評 議 員 | | 若干名 |
| (6) 監 事 | | 2 名 |

(役員 の 選 出)

- 第8条 会長及び副会長は、理事の互選による。
2. 理事は、総会において選任する。
 3. 常務理事は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 4. 評議員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 5. 監事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(役員 の 任 期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 役員の任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

(役員 の 職 務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 3. 常務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。
 4. 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
 5. 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項を審議する。
 6. 監事は、会務の執行状況を監査する。

(名誉会長及び顧問)

- 第11条 本会に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。
2. 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
 3. 名誉会長及び顧問は、会務について会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(幹 事 の 委 嘱)

- 第12条 本会に幹事若干名を置く。
2. 幹事は、会長が委嘱し、常務理事を補佐する。

(職 員)

- 第13条 本会に職員若干名をおくことができる。
2. 職員は、会長が任免する。

(会 議)

- 第14条 会議は、総会、常務理事会、理事会及び評議員会とする。
2. 会議は、会長が召集する。
 3. 会議は、その会議を構成する会員又は役員の過半数が出席しなければ開会することができない。
 4. やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面または代理人をもって表決を行うことができる。
 5. 会議の議事は、出席者の過半数で決める。可否同数のときは、議長が決める。

(総 会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

2. 定期総会は、毎年1回定期に開催する。
3. 前項のほか、会員2分の1以上の請求があったとき及び会長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て臨時総会を開催する。
4. 総会の議長は、出席した会員の中から選任する。
5. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画の承認に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 歳入、歳出予算及び決算の承認に関すること。
 - (4) その他会長が附議した事項

(常 務 理 事 会)

第16条 常務理事会は必要に応じ随時開催する。

2. 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 常務理事会には、次の事項を附議する。
 - (1) 理事会に附議する議案に関すること。
 - (2) 事業計画の決定に関すること。
 - (3) 歳入歳出予算及び決算の決定に関すること。
 - (4) その他重要な事項。
4. 常務理事会は運営委員会を設置することができる。
 - (1) 運営委員会は必要に応じ随時開催する。
 - (2) 運営委員会の議長は委員の中から会長が指名する。
 - (3) 運営委員は会員及び会員の属する機関の代表者から常務理事会の意見を聞き、会長が委嘱する。
 - (4) 運営委員の人数は若干名とする。
 - (5) 運営委員会は事業遂行にあたって、必要に応じて実行委員会を置くことができる。
 - (6) 運営委員会は事業計画案、予算案の策定、その他協会事業の運営を行う。
5. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、常務理事会に代えることができる。

(理 事 会)

第17条 理事会は、必要に応じ随時開催する。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 理事会には、次の事項を附議する。
 - (1) 総会附議する議案に関すること。
 - (2) 事業計画の決定に関すること。
 - (3) 歳入、歳出予算及び決算の決定に関すること。
 - (4) その他重要な事項
4. 急を要する事項、その他会長がやむを得ないと認める事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(評 議 員 会)

第18条 評議員会は、必要に応じ随時開催する。

2. 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

3. 評議員会には、次の事項を附議する。

(1) 基本財産に関すること。

(2) 会務に関する重要な事項で、会長が必要と認めるもの。

4. 前条第4項の規定は、評議員会に準用する。

(監 査)

第19条 監事は、毎年少なくとも1回、この協会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

2. 会長は、毎年度の事業報告及び収支決算書を総会に提出しようとするときは、あらかじめ監事の審査をうけ、これに対する監事の意見をつけなければならない。

第4章 会 計

(事 業 年 度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収 入)

第21条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計に関する規定)

第22条 会計に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が定める。

第5章 雑 則

(施 行 細 則)

第23条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の決議を得て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和37年2月28日から施行する。

昭和43年6月 8日 一部改正

昭和52年5月31日 一部改正

昭和61年6月 6日 一部改正

平成 3年5月10日 一部改正

平成12年7月19日 一部改正

平成20年7月 2日 一部改正

平成22年4月 1日 一部改正、

平成22年7月 7日 一部改正

平成23年6月16日 一部改正

静岡県精神保健福祉協会細則

第1条 この細則は、静岡県精神保健福祉協会会則第23条に基づき、会務を執行するために必要な事項を定める。

第2条 静岡県精神保健福祉協会（以下「協会」という。）の事務所には、次の書類、帳簿を備えつけ、常に整理しておかねばならない。

役員名簿、会員名簿、会計簿、会議録、行事实施記録、備品台帳

第3条 協会に入会を希望するものは、入会申込書に当該年度の会費をそえて、会長に提出しなければならない。

2. 会長は、前項の申込みを承認したときは、直ちに会員名簿へ登録しなければならない。

第4条 会員は、当会発行の機関紙、その他印刷物の無料配付を受けることができる。

第5条 会員の種類は、次により区分する。

(1) 協会の目的と趣旨に賛同し、入会を申し出たものは普通会员とする。

(2) 学識経験者であって、会長がとくに認めたものは特別会員とする。

第6条 会費は次のとおりとする。

(1) 普通会员の場合

ア. 個人は1ヵ年 1,000円とする。

イ. 病院・診療所・会社・工場・事業所・その他団体等の会費は、次のとおりとする。

① 精神科病院	許可病床数に応じ 1床当たり	1ヵ年	300円とする。
② 一般病院		"	10,000円
③ 診療所		"	15,000円
④ 会社・工場・事業所等			
従業員	300人未満	1ヵ年	5口以上
	300人以上 500人未満	"	10口以上
	500人以上	"	20口以上

但し、1口は1,000円単位とする。

⑤ 市町村

当該市町村の人口 2万人未満の場合	1ヵ年	16,000円
2万人以上 5万人未満の場合	"	22,000円
5万人以上 10万人未満の場合	"	30,000円
10万人以上 15万人未満の場合	"	40,000円
15万人以上 20万人未満の場合	"	45,000円
20万人以上 25万人未満の場合	"	50,000円
25万人以上 30万人未満の場合	"	55,000円
30万人以上 35万人未満の場合	"	60,000円
35万人以上 40万人未満の場合	"	65,000円
40万人以上 45万人未満の場合	"	70,000円
45万人以上 50万人未満の場合	"	75,000円
50万人以上 55万人未満の場合	"	80,000円
55万人以上 60万人未満の場合	"	90,000円
60万人以上 65万人未満の場合	"	100,000円
65万人以上 70万人未満の場合	"	110,000円
70万人以上 80万人未満の場合	"	120,000円
80万人以上 90万人未満の場合	"	130,000円
90万人以上 100万人未満の場合	"	140,000円
100万人以上の場合	"	150,000円

⑥ 施設、作業所	//	5,000 円以上
⑦ その他の団体	//	20,000 円以上

(2) 特別会員の場合

学識経験者であつて、会長が特に認めたものは、会費の納入を必要としない。

2. 会費は、毎年6月30日までに協会へ納入しなければならない。

但し、第3条に基づき新たに会費を納入したものは、当該年度についてはこの限りでない。

第7条 役員のうち、公職にあるの故をもつて選出されたものは、その公職を去ったときは速やかにその後任者と交替するものとする。

附 則

この細則は、昭和53年4月1日から施行する。

昭和60年4月	1日	一部改正
平成2年4月	1日	一部改正
平成3年5月	10日	一部改正
平成8年4月	1日	一部改正
平成8年4月	1日	一部改正
平成15年4月	1日	一部改正
平成22年4月	1日	一部改正
平成22年7月	7日	一部改正
平成25年9月	18日	一部改正

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)・人件費		
内 容	事務所電気料 (令和 6 年 6 月分)		
年 月 日	令和 6 年 6 月 17 日～令和 年 月 日	金 額	6,258 円

目 的																																																																				
使 途																																																																				
政務活動・ 県政との 関 連 性																																																																				
《領収書貼付枠》																																																																				
<table><thead><tr><th>年月日</th><th>取扱店</th><th>お 金 の 金 額</th><th>お 支 払 金 額</th><th>現金高(¥100)</th></tr></thead><tbody><tr><td>413</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>414</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>415</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>416</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>417</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>418</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>419</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>420</td><td>6-06-17</td><td>(デュウアデソック)</td><td>電気</td><td>12,517</td></tr><tr><td>421</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>422</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>423</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>424</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				年月日	取扱店	お 金 の 金 額	お 支 払 金 額	現金高(¥100)	413					414					415					416					417					418					419					420	6-06-17	(デュウアデソック)	電気	12,517	421					422					423					424				
年月日	取扱店	お 金 の 金 額	お 支 払 金 額	現金高(¥100)																																																																
413																																																																				
414																																																																				
415																																																																				
416																																																																				
417																																																																				
418																																																																				
419																																																																				
420	6-06-17	(デュウアデソック)	電気	12,517																																																																
421																																																																				
422																																																																				
423																																																																				
424																																																																				

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,517 円	1/2 %	6,258 円

毎度お引立ていただきありがとうございます。

■ 振替内容

振替年月日		合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 6年 6月17日		12,517円	1,137円
指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。		

[illegible]

◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。

月分、金額を修正したものは無効でございます。

納税申告紙印
東屋名古屋につき
済認承署務税

作成德 名古埭市東區東新町

中部電力ミライズ株式会社

支出証拠書

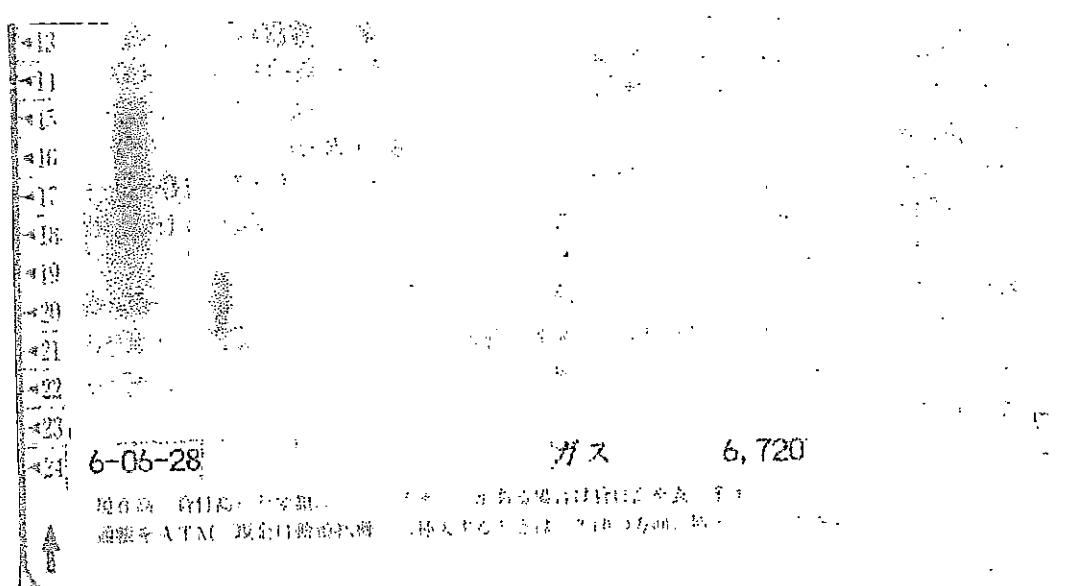
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話通話料(令和6年6月請求分)		
年 月 日	令和6年6月28日～令和 年 月 日	金 額	3,360 円

目 的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関 連 性	

《領収書貼付枠》

通帳記載欄に“ガス”と表示している理由及びひかり電話オプション利用料A(S)の利用理由は令和6年4月の証拠書を参照のこと

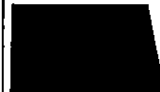


案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で使用するため	6,720 円	1/2	3,360 円
		%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費(人件費)		
内 容	事務員雇用(令和6年6月分)		
年 月 日	令和6年6月1日～令和6年6月30日	金 額	33,964 円

目 的						
使 途						
政務活動・ 県政との 関 連 性						
《領収書貼付枠》						
給与支払明細書						
令和6年6月分						
氏 名 						
給 与	通勤手当		控 除 額			
30H	日数7日	支給額合計	所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	差引支給額
¥1,200/h	¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
36,00	2,450	38,450			0	38,450
					受領印	
					受領日	6月28日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会業務も含まれてい るため稼働時間で案分	38,450 円	26.5/30	
		%	33,964 円

雇 用 実 績 表

6 月 分	氏 名	
-------	-----	--

日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金	4.5	4	スケジュール確認、資料作成
8	土			
9	日			
10	月			
11	火	4.5	4	来客対応、資料作成
12	水			
13	木			
14	金	4.5	4	過去各種文書廃棄処理、前年度各種文書保存処理
15	土			
16	日			
17	月			
18	火	4	3.5	資料作成
19	水			
20	木			
21	金	4	3.5	資料作成、電話対応
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	4.5	4	資料作成、当月各種資料整理ファイリング
26	水			
27	木			
28	金	4	3.5	次月スケジュール確認、資料作成
29	土			
30	日			
計		(A) 30	(B) 26.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 6 年 6 月 28 日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B){ 時間 分}×単価{ 円}= 円

②総支給額[36,000 円]×26.5(B)÷30(A)= 31,800 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内 容	事務員雇用 (令和6年6月分)		
年 月 日	令和6年6月1日～令和6年6月30日	金 額	63,350 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和6年6月分

氏 名

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
49H ¥1,200/h	日数13日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
58,800	4,550	63,350			0	63,350
					受領印	
					受領日	6月28日

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	63,350 円	/	63,350 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費(人件費)		
内 容	事務員雇用(令和6年6月分)		
年 月 日	令和6年6月1日～令和6年6月30日	金 額	34,000 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和6年6月分

氏 名

給 与 34H ¥1,000/h 円 34,000	通勤手当 日数 日 ¥ /日 円	支給額合計 円 34,000	控 除 額			差引支給額 円 34,000	
			所 得 税 円	雇 用 保 険 料 円	控 除 額 合 計 円 0		
						受領印 受領日	 6月28日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	34,000 円	/	34,000 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝辞活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内 容	静岡・朝日新聞購読料		
年 月 日	令和6年6月30日～令和 年 月 日	金 額	8,200 円

目 的	各方面における情報収集
使 途	6月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 令和6年6月30日

2024 年 6 月分 領 収 証 発証No. [REDACTED]

佐野 愛子 様

銘 柄	部数	金 額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,900*

※は軽減税率対象 約銭: 10000:1800 5000: 1000:

合計金額
¥8,200*
8%対象 8,200円
内消費税 607円
(口座振替分)

親子で新聞を読みましょう。
新聞が家族の会話を弾ませます。

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました
年 月 日 領収
担当: [REDACTED]

登録番号: T2080002017636
有限会社 新聞販売 [REDACTED]
静岡県藤枝市宮原534番地2
(054) 639-0126・0903

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	8,200 円	100%	8,200 円

支出証拠書（自動車燃料代）

【 6月分 】 6/30

（会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野 愛子 ）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費	830	18 円 × 830 km / km	14,940

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 佐野 愛子

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	14,940 円	100%	14,940 円

令和6年6月

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
1	手をつなぐ会意見交換	自宅ー藤枝交流センター	20
2	藤枝市水防訓練視察	自宅ー瀬戸川	21
3	内外講演会意見交換	自宅ー静岡駅前ブケ	56
4	国際友好協会意見交換	自宅ー田沼	21
5	連合地協意見聴取	自宅ー藤枝、島田	28
6	県庁議会調整	自宅ー県庁	57
7	小笠地区榛原地区教員意見交換	自宅ー菊川、金谷	75
8	重症心身障害者意見交換	自宅ーつばさ静岡	61
9	地域児童支援田植え視察	自宅ー広幡	32
10	FM県政報告収録	自宅ー島田おおるり	37
11	和田中意見交換 議案説明	自宅ー和田 県庁	65
13	島田大井川水路意見交換	自宅ー島田	27
14	建設労組総会意見交換	自宅ー静岡グランヒルズ	61
15	シルバー人材センター意見交換	自宅ー生涯センター	21
17	県庁事務調査	自宅ー県庁	57
18	教職員生活協同組合意見交換	自宅ー県会館駿府町	58
20	駿河学院スポーツ祭意見交換	自宅ーグランシップ	70
21	退職者福祉協会意見交換	自宅ー駅前	23
23	市之瀬地域おこし視察	自宅ー市之瀬	18
30	事務整理	自宅ー青木	22
合 計			830

支出証拠書

7/11

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	FMしまだコーナー料		
年 月 日	令和6年7月11日～令和 年 月 日	金 額	49,720 円

目 的	定期的に県政、地域情報を報告する
使 途	令和6年6月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
06-07-11	23003	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*	
取扱番号	お取引金額	
N082	*49,500	
	残 高	
島田掛川信用金庫		
島田本店営業部		
普通 916955		
カ) エフエムシマダ		
送金料金 *220円		
振込予定日 06-07-11		
サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆ う ち ょ 銀 行 . ——

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	49,720 円	100%	49,720 円

〒 426-0132
静岡県藤枝市本郷286

御 請 求 書

2024年6月30日

No.

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田
代表取締役社長 飯塚 誉
〒 427-0042
島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F
TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700
登録番号:T4080001014459



2024年6月度
期間 2024/06/01～2024/06/30

ご請求額 ￥49,500

上記の通りご請求申し上げます。
来月末迄にお振込みをお願い致します。
※振込手数料は貴社ご負担にて
お願い申し上げます。

〈お振込み先〉
島田樹川信用金庫 島田本店営業部
普通 0916955
株式会社 FM島田

費 目	請 求 金 額	備 考
コーナ一料	45,000	
小 計	45,000	
消 費 税 等 (10.0%)	4,500	
合 計	¥49,500	

